

### 紙ひこうき教室

図競技用紙飛行機を製作し、飛ばし方を学ぶ

回 7月2日(土)

午前9時30分～12時

所 忠和公園(神居町忠和)

対 小学生以上 定15人

料 400円

申 6月20日(月)から忠和公園体育館 69・2345

## 子供・子育て

### 母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給割合が変更

雇用保険法による教育訓練給付の受給資格がない方で、指定の教育訓練講座を受講する方に、受講料の6割相当額(限度額20万円)を支給します。

対ひとり親家庭の母親・父親

他要件等があるので受講申込み前に必ず相談を

母子育て助成課 25・9107

### 「旭川市の公園」

#### 絵画展の作品を募集

対小・中学生

募集作品 市内の公園を題材にした絵画

規格 4つ切り(38×54cm)

応募方法 作品の裏面に学校名・学年・氏名とふりがな、必要があれば作品の説明を記入し、

8月31日(木)までに公園緑地協会(〒070-10901 花咲町

3)

公園緑地協会 52・1934

### こんにちは赤ちゃん訪問のお知らせ

生後4か月までの乳児がいる

全ての家庭を、保健師や助産師が訪問し、乳児の体重測定や育児相談を行っています。

母子健康手帳に添付している「出生連絡はがき」が電話で、

連絡してください。事前に日時を相談の上、訪問します。

母子保健課 25・0678

### 子ども景観バスツアー

旭川八景などを巡り、景観づくりについて学ぶ

回 7月23日(土)

午後1時30分～4時30分

集合場所 総合庁舎前

対 小学3～6年生と保護者

定 20人(抽選)

申 7月8日(金)までに住所・氏名

・年齢・電話番号をはがきに記入し、都市計画課(〒070-1

8525 6の10 第三庁舎3

階 25・9704)

### 水道局施設見学バスツアー

旭川別川浄水場と下水処理センターを見学

回 7月31日(日)

午前9時～午後3時

集合場所 総合庁舎前

対 小・中学生(小学3年生以下は保護者同伴。小学4年生以上

でも保護者の同伴可) 定40人

他 昼食・雨具・上靴持参

申 6月27日(月)～7月15日(金)に電話で水道局総務課 24・316

0

### 忠和公園体育館 とも鉄棒教室

回 6月25日(土)

午前9時30分～10時30分

所 忠和公園体育館(神居町忠和)

対 4歳～就学前の子 定20人

料 200円

申 6月20日(月)から忠和公園体育館 69・2345

### カミイの杜公園 体験学習教室

回 ①アウトドア料理 7月3日(日) 午後1時～3時

②小物入れ作り 7月10日(日) 午前9

時30分～11時30分

③ホタルの観察 7月22日(金) 午後7時～

8時30分

④昆虫教室 7月24日(日) 午後1時～4時

所 カミイの杜公園(神居町富沢)

対 小学生と保護者

定 ①5組 ②10組 ③15組 ④

6組 料 ①1組1千500円

②1組500円

①環境教育指導員 宮田和恵さん

③西神楽ホタルの会 坂本征文さん

④昆虫研究者 末武英一さん

申 ①6月21日(火)～7月2日(土)、

②6月21日(火)～7月9日(土)、

③6月28日(火)～7月21日(木)、

④6月28日(火)～7月23日(土)にカミイの杜公園 63・4045

### 水泳教室

回 7月23日(土)

午前10時～11時30分

対 顔を水に付いたり潜ったりする等、初歩の水慣れ

0

※雨天時は翌日に延期。  
所 花咲スポーツ公園プール(花咲町4)

対 4歳～就学前の子 定20人

料 400円

申 7月1日(金)～21日(木)に公園緑地協会 52・1934

### 自然体験教室

回 旭山三浦庭園に自生している昆虫の観察 7月24日(日) 午前10時～11時30分

所 旭山三浦庭園(東旭川町倉沼)

対 小学生と保護者 定10組

他 持ち物は問い合わせを

申 7月1日(金)～20日(木)に旭山三浦庭園 36・6811

### 小学生対象!楽しくチャレンジジクッキング

回 7月28日(木)、8月10日(火)のいずれか1日

午前10時30分～午後1時30分

所 調理実習室(第二庁舎6階)

対 小学4～6年生

定 30人 料 300円

申 保健指導課 23・7816

### 紙飛行機作り教室

回 7月31日(日)

午前9時30分～12時

所 東豊公園体育館(豊岡12の11)

対 小学生と保護者

定 15組 料 1組300円

所 旭川紙飛行機を飛ばす会会長

北村秀文さん

他 はさみ持参

申 7月1日(金)～25日(月)に東豊公園体育館 36・7300

**こども歯みがき教室**

☎講話、個別歯磨き指導 ☎6月28日(火) 午前10時<sup>※</sup> 所健康相談室(第二庁舎3階) ☎3歳以下の子と保護者 ☎6組  
 甲健康推進課 25・6315

**離乳食教室(前期)**

☎7月11日(月) 午後1時15分〜3時30分 所問診指導室(第二庁舎3階) ☎4〜7か月児の保護者 ☎40人  
 甲保健指導課 23・7816

**子育て相談(予約制)**

☎身体測定、育児・栄養・歯科相談(当日の朝、必ず体温を測ってきてください) ☎所①7月4日(月) 東部住民センター(東光5の2) ②7月11日(月) 未広地区センター(未広2の4) ③7月19日(火) 第二庁舎3階  
 受付時間 ①午前9時15分〜11時15分 ②午前9時30分〜11時30分 ③午前9時〜11時  
 ☎0歳〜就学前の子  
 甲6月20日(月)の午前8時45分から母子保健課 26・2395

**福祉・保険**

**医療費受給者証の更新**

「重度心身障害者」、「ひとり親家庭等」、「子ども」の各医療費受給者証の有効期限は、7月31日(日)です。現在受給中の方の資格要件を確認し、更新になる方には8月からの受給者証

を、更新できない方には通知文を7月末までに送付します。

なお、受給資格は平成27年中の所得で認定します。同26年中の所得が基準額を超えていたため助成を受けていない方で、同27年中の所得が基準額に満たない方は申請が必要です。

※8月から子ども医療費の助成内容が変わります。詳細は13ページに掲載。

☎「重度心身障害者」は国民健康保険課(☎25・8536)、「ひとり親家庭等」、「子ども」は子育て助成課(☎25・6446)

**後期高齢者医療制度のお知らせ**

☐後期高齢者医療被保険者証の送付  
 現在使用している被保険者証(橙色)の有効期限は7月31日(日)です。新しい被保険者証(水色)は7月末までに送付します。

☐保険料決定通知書の送付  
 今年度の保険料決定通知書は7月中旬に送付します。保険料決定に当たり、所得状況の確認が必要な方には、別に申告書を送付します。平成27年中(1月〜12月)の所得がなかった方は、国民健康保険課に提出してください。所得があつた方は、市民税課に申告してください。

☐負担割合の判定基準  
 負担割合は原則として1割です。ただし、同一世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、今年度の市民税課税標準額が145万円以上の方がいる場合(昭和20年1月2日以降生まれの方は例外あり)は、3割負担になります。なお、3割負担と判定された方で、申請することにより1割負担になる方には、6月末頃に申請書を送付しますので、必ず申請してください。

☐後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の申請  
 後期高齢者医療被保険者で住民税非課税世帯の方に、申請により医療費の支払いが自己負担限度額までになり、入院中の食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。現在交付している認定証(ピンク色)の有効期限は、7月31日(日)です。資格要件を確認し、引き続き該当する方には、8月からの認定証(黄緑色)を7月末までに送付します。

☐国民健康保険(国保)から倒産・解雇・雇止め等で離職した方の国保料等の軽減  
 次のいずれにも該当する方は届出により、離職日の翌日の属する月からその翌年度末まで、国保料等が軽減されます。

● 離職時において65歳未満  
 ● 雇用保険受給資格者証の離職理由が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかに該当(雇用保険の特定受給資格

者または特定理由離職者) 持ち物 雇用保険受給資格者証 届出先 国民健康保険課(総合庁舎1階)

☐国民健康保険(国保)の限度額適用認定証と標準負担額減額認定証の申請  
 70歳未満の国保加入者で市民税課税世帯の方には、医療機関の窓口で提示することで、医療費の支払いが自己負担限度額までになる「限度額適用認定証」を交付します。また、75歳未満の国保加入者で市民税非課税世帯の方には、入院中の食事代の減額認定を兼ねた「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。いずれも申請が必要です。限度額適用認定証の交付は、保険料を滞納していない世帯の方に限りますが、滞納に特別な理由があると認められる場合は交付できますので、ご相談ください。また、現在交付している各認定証の有効期限は、7月31日(日)です。8月以降も有効な認定証が必要な方は、7月以降に改めて申請が必要です。

☐国民健康保険課 申請受付 国民健康保険課(総合庁舎1階) ☎25・8536

☐国民健康保険(国保)から倒産・解雇・雇止め等で離職した方の国保料等の軽減  
 次のいずれにも該当する方は届出により、離職日の翌日の属する月からその翌年度末まで、国保料等が軽減されます。

● 離職時において65歳未満  
 ● 雇用保険受給資格者証の離職理由が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかに該当(雇用保険の特定受給資格

者または特定理由離職者) 持ち物 雇用保険受給資格者証 届出先 国民健康保険課(総合庁舎1階)

☐国民健康保険(国保)の限度額適用認定証と標準負担額減額認定証の申請  
 70歳未満の国保加入者で市民税課税世帯の方には、医療機関の窓口で提示することで、医療費の支払いが自己負担限度額までになる「限度額適用認定証」を交付します。また、75歳未満の国保加入者で市民税非課税世帯の方には、入院中の食事代の減額認定を兼ねた「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。いずれも申請が必要です。限度額適用認定証の交付は、保険料を滞納していない世帯の方に限りますが、滞納に特別な理由があると認められる場合は交付できますので、ご相談ください。また、現在交付している各認定証の有効期限は、7月31日(日)です。8月以降も有効な認定証が必要な方は、7月以降に改めて申請が必要です。

☐国民健康保険(国保)の限度額適用認定証と標準負担額減額認定証の申請  
 70歳未満の国保加入者で市民税課税世帯の方には、医療機関の窓口で提示することで、医療費の支払いが自己負担限度額までになる「限度額適用認定証」を交付します。また、75歳未満の国保加入者で市民税非課税世帯の方には、入院中の食事代の減額認定を兼ねた「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。いずれも申請が必要です。限度額適用認定証の交付は、保険料を滞納していない世帯の方に限りますが、滞納に特別な理由があると認められる場合は交付できますので、ご相談ください。また、現在交付している各認定証の有効期限は、7月31日(日)です。8月以降も有効な認定証が必要な方は、7月以降に改めて申請が必要です。

☐国民健康保険課 申請受付 国民健康保険課(総合庁舎1階) ☎25・6247

### 介護給付費の適正化

●医療情報との突合点検Ⅱ国民健康保険や後期高齢者医療保険の診療情報と介護給付費情報を照合し、不適正な請求がないかを介護高齢課で調査

●介護給付費通知の発行Ⅱ6か月ごとに介護サービスの利用状況が分かる介護給付費通知を送付していきますので、領収書と照合し、内容の確認を

●第三者行為の求償Ⅱ交通事故など第三者の行為等によって負傷したことが原因で介護が必要になった場合、介護サービス利用料の保険給付相当分（9割または8割）は、介護保険で一時的に立て替えて支払った後、加害者等に請求します。交通事故による負傷が原因で要介護認定申請をする場合には、第三者行為等による届出が必要となり、今年4月から義務化されました。示談の前に必ず介護高齢課に相談を

☎介護高齢課 25・6485

### 介護保険料納入通知書の送付

7月中旬に、65歳以上の方へ今年度の介護保険料納入通知書を送付します。

●特別徴収の方Ⅱ仮徴収（4月・6月・8月に年金から保険料を引き去り）されている方は、年間保険料額から仮徴収した分を差し引いた額を10月・12月・翌年2月に振り分け、年金から引き去り

●普通徴収の方Ⅱ年間の保険料を7月から翌年2月までの8回に分けて、納付書または口座振替により納付

※普通徴収で新たに口座振替を希望する方は、介護保険被保険者証、預貯金通帳、通帳の届出印鑑を持参して、各金融機関、郵便局、介護高齢課総合庁舎2階）、各支所・出張所で申込みを。

※特別徴収の方が口座振替の申込みをしても、年金からの引き去りになるので、ご注意ください。

### 国の海外慰霊巡拝

●戦没者の遺族などによる慰霊巡拝 8月～来々年2月（巡拝地域により異なります）

●戦没者の配偶者・父母・子・兄弟姉妹、参加遺族（子・兄弟姉妹）の配偶者、戦没者の孫・甥・姪

巡拝地域 旧ソ連・中国・南方の旧主要戦域

☎福祉保険課 25・6425

## 保健所

### 精神科医師による相談（予約制）

医師が面接で、心の健康に関する相談を行っています。

7月20日（水） 第二庁舎2階  
精神科・心療内科への通院歴がない方、その家族

☎詳細は問い合わせを  
☎健康推進課 25・6364

### 7月は「愛の血液助け合い運動月間」です

献血場所 北彩都あさひかわ献血ルーム（宮下通7 イオンモール旭川駅前4階 25・5660）

受付時間 午前10時～午後6時  
☎保健総務課 25・6354

### 胃がん・肺がん巡回検診

☎左の表のとおり

実施日	受付時間	会場
7月5日（火）	午前8時～10時	はるかぜ児童会館（錦町20）
7月6日（水）	午前9時～10時	西近文会館（近文町25）
7月7日（木）	午前8時～10時	緑町団地集会所（緑町25）
7月12日（火）	午前9時～10時	市民生活館（緑町15）
7月13日（水）	午前9時～10時	天理教上川分教会（旭町2の4）
7月13日（水）	午前9時～10時	大町小学校（大町1の1）
7月14日（木）	午前8時～10時	川端町共栄会館（川端町2の5）
7月19日（火）	午前8時～10時	永山友愛会館（永山8の10）
7月20日（水）	午前8時～10時	三和会館（永山4の7）
7月21日（木）	午前8時～10時	永山大雪会館（永山6の10）

☎申込み不要。持ち物や検診料等は、問い合わせを

※旭川がん検診センター（末広東2の6 53・7111）でも受診可。希望者は同センターに申込みを。

☎健康推進課 25・6315

### 野菜たっぷり減塩料理

☎調理実習、講話 7月7日（木） 午後6時30分～8時30分

所調理実習室（第二庁舎6階）  
定40人 ☎500円  
☎保健指導課 23・7816

## 環境

### 廃食用油の回収に取り組み町内会を募集

軽油代替燃料（BDF）などに再生するため、廃食用油の回収を行う町内会に必要な用具を貸し出します。希望する町内会は、クリーンセンター（東旭川町下兵村）、または☎にある参加応募を入手し、提出してください。回収は、町内会が廃食用油回収業者と契約して行います。回収業者に廃食用油を売却後、その量を市に報告してください。

☎クリーンセンター ☎36・2213

### 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出

昨年度の管理票交付状況を☎にある報告書に記入し、環境指導課に提出してください。

提出期限 6月30日（休）  
☎環境指導課 25・6369

### ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管・処分状況等届出書の提出

昨年度の保管と処分の状況を☎にある届出書に記入し、環境指導課に提出してください。

提出期限 6月30日（休）  
☎環境指導課 25・6369